

駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、去る平成 20 年に行われた有効期限の 5 年延長により、平成 25 年 5 月 16 日までとなっている。

法は、昭和 33 年の制定以来、昭和 48 年の関東計画等による基地の統合・返還に伴って生じた多数の離職者対策を初めとして、必要に応じた施策を講じつつ、期限延長を続けてきたところである。

また、在日米軍再編に伴う規模縮小が見込まれており、駐留軍労働者の離職者対策は、重要性を増している。

よって、福生市議会は、国会及び政府に対し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限をさらに延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 28 日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣
総 務 大 臣
外 務 大 臣
厚生労働大臣 様
防 衛 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長